

たちばな会規約（山北高等学校同窓会）

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は「たちばな会」と称する。
- 第 2 条 削除
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を図ると共に教養の向上に努め母校の発展を期するを以て目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- 1、 会報及び会員名簿の作成
 - 2、 母校の発展の援助
 - 3、 母校職員に対する謝恩
 - 4、 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員 及 び 客 員

- 第 5 条 本会は会員及び客員を以て組織する。
- 1、 会員は神奈川県立山北高等女学校、神奈川県立山北女子高等学校及び神奈川県立山北高等学校の卒業生とし、修了者及び中途退学者も申し出によって入会できる。
 - 2、 客員は母校職員及び旧職員とする。
- 第 6 条 会員及び客員は住所、氏名、その他名簿作成上必要な事項に変更の起こったときはその都度速やかに本部事務所に通知しなければならない。
- 第 7 条 個人情報保護に関する必要な事項は、本部役員会の議決を経て別途定める。

第 3 章 役 員

- 第 8 条 本会は本部役員、支部長及び学年委員を置く。
- 第 9 条 本部役員は次の通りとする。
- 会長 1 名、副会長若干名、庶務 2 名、会計 2 名、会計監査 2 名、企画委員若干名、名誉会長 1 名、名誉顧問 1 名、顧問若干名
- 1、 本部役員は、役員会において会員よりこれを選出し、総会出席会員の過半数の賛成を得てこれを選任する。
 - 2、 会長は本会を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
 - 3、 会計は本会の会計を司り、庶務は庶務を司る。
 - 4、 企画委員は事業計画を立て、これを推進する。
 - 5、 名誉顧問は学校長に、その他の顧問は会員及び客員に委嘱する。
- 第 10 条 本部役員、支部長及び学年委員は役員会を構成し本会の運営にあたる。
- 第 11 条 支部長の任務及び選任については別にこれを定める。

第12条 学年委員は卒業の際、年度を一堂に会する会員の互選により2名（但し高校第5回以降の卒業生においては男女各1名）を選出し、当該年度の会員の意見を本会の運営に反映せしめて本会の発展を図る。

第13条 本会役員の任期を2カ年とする。但し再選を妨げない。各役員の改選は総会のとくに行う。

第14条 支部長又は学年委員が本部役員に選ばれた場合にはこれを補充する。支部長と学年委員とは兼ねることができない。

第4章 総会

第15条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 1、 通常総会は2年に1回とし、会長がこれを召集する。臨時総会は会長が特に必要と認めるとき役員会の議を経て会長がこれを召集する。
- 2、 総会の決議は別段の定めあるものを除き出席会員の過半数の同意を得て決する。但し本規約の改正は役員会に発議、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第5章 会計

第16条 本会は会員より入会金1,000円、終身会費3,000円を徴収する。

第17条 本会の会計は入会金、終身会費及び寄付金を以て充て、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第18条 本会の会計報告は本部役員により作成される。

第19条 会計に関する必要な事項は、本部役員会の議決を経て別途定める。

第6章 支部

第20条 本会は必要に応じて支部を設ける。会員はその居住地の支部員となる。

第21条 各支部は支部員の互選により支部長を1名を置く。

第22条 支部長は本部との連絡に当たり、支部員の意見を本部の運営に反映せしめ、各支部の団結を強化して本会の発展を図る。

支部長は必要に応じて支部会を開くことができる。但し、その旨をあらかじめ会長に通知する。

第23条 職場に準支部を設けることができるが、その旨を本部に通知する。

第7章 付則

第24条 本規約以外の事項については役員会の協議によって処理することができる。

第25条 本規約は昭和38年4月1日より実施する。

本規約は平成14年9月21日一部改正。

本規約は平成17年7月16日一部改正。

本規約は平成29年11月10日一部改正。

「たちばな会（神奈川県立山北高等学校同窓会）個人情報に関する細則」

たちばな会を運営するに当たり、規約第2章7条により個人情報に関する細則をここに定める。

（目的）

第1条 本細則は、たちばな会がその業務を通して取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、もって会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに関したちばな会の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守りたちばな会の業務の健全な向上をはかることを目的とする。

（個人情報保護方針）

第2条 たちばな会は、個人情報の保護に関する考え方や方針を定めた個人情報保護基本方針を策定して、対外的に公表し、会員及び社会的な信頼を確保する。

2 個人情報保護基本方針は、役員会が決定し公表する。

（個人情報の定義）

第3条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述により当該本人を識別することができるもの（他の情報と安易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

（個人情報収集の原則）

第4条 たちばな会が行う会員の個人情報の収集は、たちばな会の事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、たちばな会が会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第6条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

（個人情報利用の原則）

第5条 たちばな会による会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

（第三者への個人情報提供の制限）

第6条 たちばな会は、次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- （1）たちばな会が業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合。
- （2）法令により、たちばな会が相手方に当該情報を提供することが義務付けられている場合。
- （3）その他の正当な理由がある場合。

附則

本細則は、平成29年11月10日より施行する。

「たちばな会（神奈川県立山北高等学校同窓会）個人情報保護方針」

たちばな会（神奈川県立山北高等学校同窓会）は、会員相互の親睦、交流を図るとともに、山北高等学校のさらなる発展に寄与することを目的としています。

この目的を実現するために、会員の個人情報を取り扱っております。個人情報の安全・確実な管理は、当会に課せられた社会的使命であると認識し、以下の方針を定め、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の収集・利用について

たちばな会は、個人情報の収集・利用に際し、利用目的を特定し、適法かつ公正な手段により収集するとともに、特定した目的以外には利用しません。

2 個人情報の適正な管理について

たちばな会は、個人情報の適正な管理のために、保護方針等を定め、これに基づく必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

3 個人情報の第三者への提供について

たちばな会は、業務を委託する場合、その他の正当な理由がある場合及び法令の定めにより必要とされる場合を除いて、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

4 訂正・利用停止請求

たちばな会では、本人から申出があった場合は、所定の手続きの上で個人情報の訂正・利用停止等の請求に応じます。

5 法令等の遵守について

たちばな会は、個人情報の保護に関連する法令等を遵守します。

たちばな会会計規約

たちばな会を運営するに当たり、会則第5章19条により一般会計及び定期預金等の会計規約をここに定める。

第1章 予算、決算

第1条 本会会計は、予算・決算案を作成し、役員会に提出しなければならない。

第2条 予算・決算は役員会の審議承認を必要とする。

第2章 運営

〈運営事務〉

第3条 本会の運営事務は、本会会計がこれに当たる。

〈収入〉

第4条 本会の一般会計収入は、卒業生の入会金、終身会費と同窓生からの寄付等をこれにあてる。

〈支出〉

第5条 本会支出の請求者は、本部役員及び支部長及び学年委員、同窓会開催者とする。

〈購入〉

第6条 購入方法は、次の通りとする。

- (1) 購入予定品は、事前に会長の承認を必要とする。
- (2) 会計は承認された金額を用意し、受領証または領収書を受領する。
- (3) 請求者は物品の場合、必ず業者より納品書、領収書を受領し、その書類を会計に提出しなければならない。

〈同窓会開催補助〉

第7条 同窓生による同窓会開催に対する補助は、次の通りとする。

人数	補助金額
20人から30人まで	20,000円
30人から50人まで	30,000円
50人から100人まで	50,000円
100人以上	100,000円

- (1) 同窓会を開催する幹事は、会の開催2ヶ月前までに会長に申し出ること。
- (2) 申し出の際は、予定人数、出席予定者名簿（卒業期または卒業年度、住所が記載されていること）、開催通知書（開催のお知らせ、場所等）を提出すること。参加人数確定後、補助請求書を提出する。
- (3) 開催終了後、開催場所の領収書を提出すること。
- (4) なお、本件の事務は会長と連絡を取り合い、山北高校同窓会担当者及び管理職が代行する場合もある。
- (5) 出席予定者住所等連絡先の個人情報は、たちばな会個人情報に関する細則及び保護方針に従い適切に管理する。

附 則

本規約は役員会にて承認され、平成30年4月1日から施行する。